

沖縄県立北谷高等学校 公募物件説明書

1 公募物件

物件番号	設置場所	所在地	貸付期間	貸付面積 (m ²)		設置事業者の地域要件 (注1)	販売品目	子メータの設置 (注3)	位置図	その他公募条件	最低貸付料年額 (円)	参考
				幅(m)	奥行(m)							
1	北谷高等学校	北谷町字桑江414	R8.4.1～R11.3.31	2.0	×1.0=2.00	B	(注2)	要	別紙①位置図参照(A～E)	別紙②公募条件参照	6,300	(販売実績) R7.4.1～12.31 5台合計 90,896本 (生徒数) R7.5.1現在 約650名

主1) 応募者の地域要件A：過去5年以内に自動販売機の実績があり、設置事業者の住所又は所在地は問わないこと。

応募者の地域要件B：設置事業者が個人の場合は、その住所が当該県有施設所在の市町村にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。

設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が沖縄県内にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。

(注2) ①販売品目に条件がありますので、令和8年2月3日～令和8年2月18日までに施設管理者と事前に協議した上で、公募申込みしてください。

②缶又はペットボトル、紙パックなど密閉式の容器とし、瓶は不可とする。糖分を含まないお茶、水を中心におくこと。ただし、炭酸飲料、コーヒー及びジュース類も可とする。

③お酒類は不可とする。

(注3) 自動販売機の設置に伴う配線・子メーター設置等に係る費用は設置事業者負担とし、自動販売機を撤去・移設する場合においても設置事業者の負担で行なうこと。

貸付料は一年度分ごとに一括で納めます。年度途中の解約でも納めた貸付料は原則不還付です。また、解約の申し出は1ヶ月前までに行う必要があります。(なお、乙の責めに帰すことのできない事由(自然災害など)による解約の還付については、月割りでの計算になります)

2 申込先及び申込期間

物件番号	申込先(各県有施設)			申込期間		
	住所	名称	電話・FAX番号	郵送する場合	持参する場合	
1	〒904-0103 北谷町字桑江 414番地	沖縄県立北谷高等学校	TEL098-936-1010 FAX098-936-1426	令和8年2月3日～令和8年2月27日 ※2月27日午後5時までの郵便必着	令和8年2月3日～令和8年2月27日 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 ※土曜日、日曜日、祝祭日は受付を行いません。 ※令和8年2月24日は本校は閉庁です。	

※電話、FAX、メールによる受付は行いません。

※提出書類はすべて揃えてから提出してください。別々の提出は受理しません。

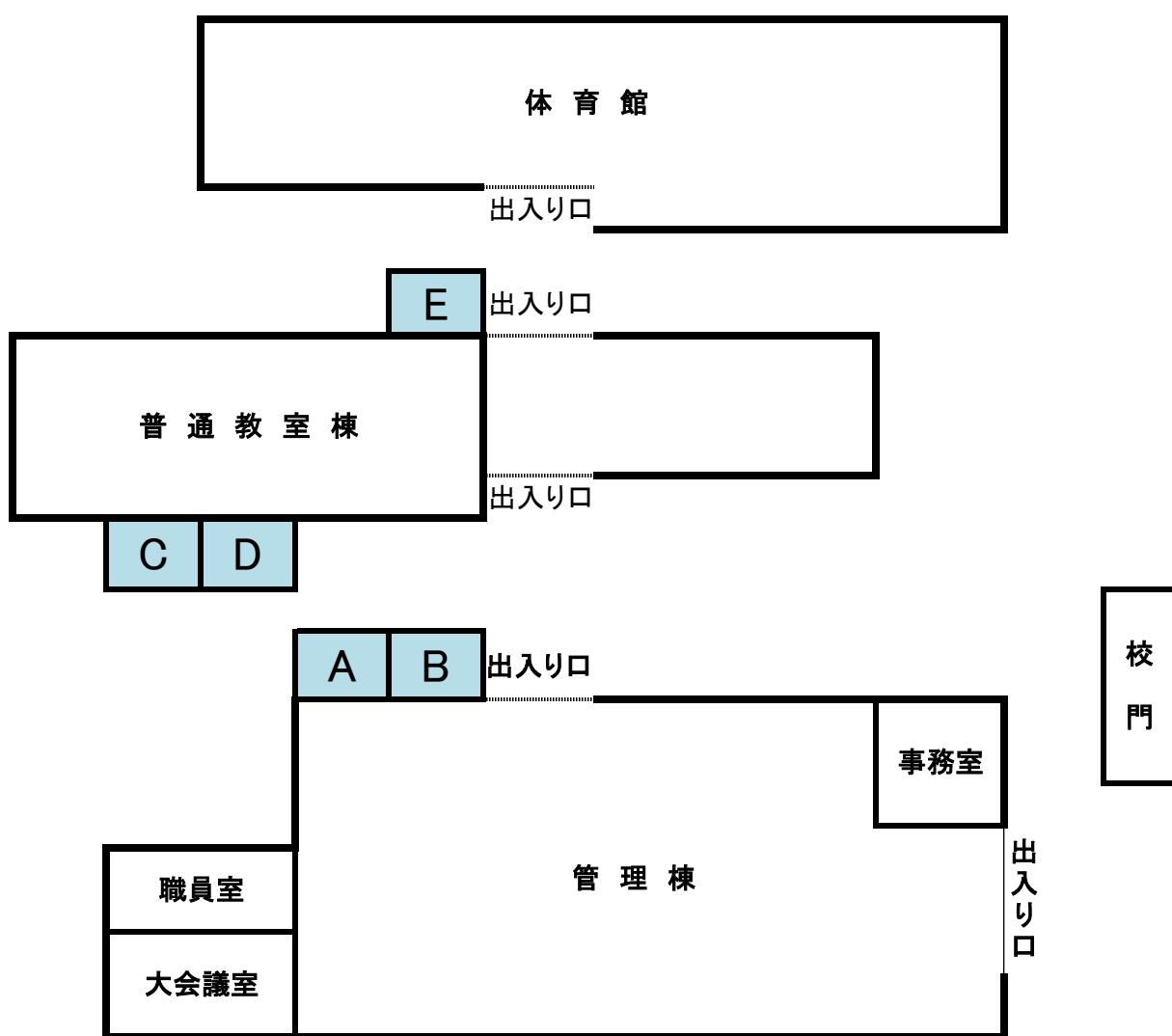
※持参でお申し込みする場合、担当者が不在のことありますので事前にご連絡のうえで来校してください。

※郵送でお申し込みする場合は、封筒の表面に朱書きで「公募申込在中」と記載してください。

別紙①

位 置 図

〈自動販売機設置位置〉



別紙②

〈公募条件〉

- ①応募する際に、希望する設置場所について自動販売機設置場所希望調査の様式も提出すること。
設置場所は、応募価格の高い順に決めるものとする。
- ②設置は1業者につき原則1台までとする。
ただし、応募価格の高い順に決めたうえですべての物件の設置業者が決まっていない場合には、最も応募価格の高い業者は学校と協議のうえで2台目の設置をすることもできるものとする。
この場合、2台目の応募価格も同額とする(応募申込書の再提出はしない)。
協議をしてもすべての物件の設置業者が決まらない場合には、応募価格の高い業者から順に2台目の設置について協議をしていくものとする。
なお、同一業者による3台目の設置はない。
- ③販売品目及び販売金額については、公募期間内に事前協議の上で申込みをすること。
(特に販売品目の確認については、締切の1週間前までには行ってください。)
- ④タイマー設定(購入時間設定)が可能な機種を設置すること。
16:05～翌朝8:30　昼食時12:45～13:50　土日は終日購入可能。
(*短縮授業、学校行事等で設定時間を変更する場合は、事前に学校側から連絡する。)
- ⑤故障やトラブルに迅速に対応できること。
- ⑥トラブルの多い機種については、早急に修理及び取り替えること。
- ⑦機種及び販売品目の変更は、必ず学校に相談すること。
- ⑧販売価格(税込み)は、120円を超えない事とする。
- ⑨商品の補充は、生徒の登下校時・昼食時間を避けるように努め、安全に注意すること。
- ⑩施設修繕等で販売機の移動が必要になるときは、学校長の指示に従い速やかに移動すること。
移動にかかる費用は設置事業者で負担すること。
- ⑪新たな事項が出たら、その都度協議する。